

平成 26 年 1 月 23 日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所

} 各位

調布市福祉健康部
障害福祉課長 田中けい子

介護給付費等の請求に係る市への提出書類について

平素より調布市の障害者施策にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、毎月の介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等の請求におかれましては、各事業所より東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）に電子請求を行っていただくと同時に、当市宛に当該請求内容に係る請求書、明細書、実績記録票の写し及び負担上限額管理結果票を書面にて送付いただいているところです。

これらにつきまして、現在の当市システムにおいて国保連から受信した電子請求データを取り込むことにより同様の内容が確認できることから、当市における事務及び書類の簡素化並びに各事業所における負担軽減のため、平成 26 年 2 月請求分（2/10 締切分）以降の請求に係るものにつきましては、下記のとおり当市宛に上記書類（請求書、明細書、実績記録票の写し及び負担上限額管理結果票）を送付いただくことは不要といたします。

なお、各事業所におけるシステム又は事務処理等の都合上、当市分のみ送付しないとの取扱いが困難である場合には、従来通り送付いただいて差し支えありませんが、当市では内容確認後の書類の保管はいたしませんのでご承知置きください。

記

1 変更内容

各事業所にて国保連に電子請求を行った給付費分については、別途調布市宛に書面にて請求書、明細書、実績記録票の写し及び負担上限額管理結果票を送付いただくことは不要といたします。

なお、国保連審査結果及び市町村審査において疑義が発生した場合等におきましては、個別に各事業所にご提出を依頼することもございますので、その際にはお手数ですがご協力をお願いいたします。

注）以下に該当する場合には従来通り書面にてご提出ください。

- (1) 国保連にデータ送信を行っていない事業所（実績記録票のみ等の場合を含む）
- (2) 複数児童に係る負担上限額管理結果票（請求書、明細書及び実績記録票の写しは送付不要）
- (3) 短期入所、共同生活介護及び共同生活援助における運営費補助（都加算）の請求
⇒従来通り都加算用の請求書及び明細書にあわせて、添付書類として国保連への請求内容に係る請求書、明細書及び実績記録票の写しも書面にて送付ください。（国保連から市町村への請求データ受信は毎月 20 日頃になるため、書面での送付がなければ市の審査事務に遅延が生じ、各事業所への支払時期が遅れてしまうため。）

※ 移動支援・日中一時支援の請求書類につきましては、国保連データ送信の対象外であることから、従来通り書面での提出をお願いいたします。

2 変更時期 平成26年2月請求分（平成26年2月10日請求締切分）より

3 その他

本件は、当市に書面にて送付いただくことのみを不要とするものであり、各事業所の指定に係る省令等により義務付けられている書類の作成及び保管等を免除するものではありませんのでご注意ください。

担当 調布市 福祉健康部 障害福祉課

自立支援係 小島

(TEL) 042-481-7135 (FAX) 042-481-4288

(mail) syougai@w2.city.chofu.tokyo.jp